

大和市告示第28号

大和市子育て世帯への臨時特別給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年2月21日

大和市長 大 木 哲

大和市子育て世帯への臨時特別給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市子育て世帯への臨時特別給付事業実施要綱（令和2年大和市告示第100号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次条第1項及び第2項」を「第5条第1項及び第2項（第10条第3項において準用する場合を含む。）並びに第10条第1項」に、「に基づく臨時特例給付」を「」に基づく子育て世帯への臨時特別給付」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 給付金の種類は、基本給付金及び支援給付金とする。

第4条及び第5条を次のように改める。

（支給額及び支給方法）

第4条 給付金の支給額は、基本給付金の支給額の算定の基礎となる児童（以下「基本給付金対象児童」という。）又は支援給付金の支給額の算定の基礎となる児童（以下「支援給付金対象児童」という。）1人につき100,000円とする。ただし、支援給付金については、次の各号のいずれかに該当する場合は、100,000円からその受け取り、又は費消した額に相当する額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

(1) 支援給付金の支給の対象となる者が、基本給付金の全部又は一部に相当する額の金銭等（次号において単に「金銭等」という。）を基本給付金の受給者から受け取っている場合

(2) 基本給付金の受給者が、支援給付金対象児童のために金銭等を費消している場合

2 給付金の支給は、口座振込により行うものとする。ただし、第12条に規定する支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合その他市長がやむを得ないと認める理由により現金による支給を希望する場合は、その申出に基づき、別に定める方法により現金で支給する。

（基本給付金支給対象者及び基本給付金対象児童）

第5条 基本給付金の支給の対象となる者は、次に掲げる者（次条の規定による届出をした者を除く。以下「基本給付金支給対象者」という。）とする。

(1) 児童手当受給者（令和3年9月分（令和3年9月に出生した児童については、令和3年10月分。以下同じ。）の児童手当の受給者をいい、第4号に掲げる者を除く。以下同じ。）

(2) 高校生等支給対象者（基準日において次のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）

ア 高校生等を養育している者（当該者について法第5条の規定を適用した場合における同条に規定する所得に係る支給要件（以下「所得要件」という。）を満たす者に限るものとし、イに掲げる者を除く。）であって、本市に住民登録があるもの

イ 高校生等が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）であって、本市に住民登録があるもの又は高校生等が入所若しくは入院をしている本市の障害児入所施設等の設置者

(3) 新生児等支給対象者（市長に対し、法第7条の規定による認定の請求を行う時点において次のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）

ア 新生児等を養育している者（所得要件を満たす者に限るものとし、イに掲げる者を除く。）であって、本市に住民登録があるもの

イ 新生児等が委託されている里親等又は新生児等が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者

(4) 公務員支給対象者（児童手当受給者のうち、法第17条第1項に規定する公務員であって、基準日において本市に住民登録があるものをいう。以下同じ。）

2 前項の規定にかかわらず、基準日後から第7条又は第9条第2項の規定による支給決定がなされるまでの間に、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める者に対して基本給付金を支給する。

(1) 前項各号に掲げる者（以下「受給者等」という。）又はこの項の規定により基本給付金の支給対象となる者が死亡し、かつ、その届出が本市に到達した場合 その死亡した日の属する月の翌月分の当該死亡した者に係る支給要件児童に係る児童手当の支給を受ける者又は死亡した日以後に高校生等を養育する者その他これらに準ずるものとして市長が適当と認めた者

(2) 受給者等に係る児童が施設入所等児童であることを市長が把握した場合 当該施設入所等児童が委託されている里親等又は当該施設入所等児童が入所し、若しくは入院している法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者

(3) 受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしてしているその配偶者（現に次項に規定する対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）が、その避難先を本市としている場合において、本市に対し当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該認定の請求に関する通知が当該受給者等に対して基本給付金を支給する市町村においてその支給決定がなされる前に当該市町村に到達した場合（当該受給者等に対して基本給付金を支給する市町村が本市であるときは、本市に当該認定の請求をした場合）

当該受給者等の配偶者

3 基本給付金対象児童は、次に掲げる者とする。

- (1) 基本給付金支給対象者に支給される令和3年9月分の児童手当に係る児童
- (2) 基準日において基本給付金支給対象者に養育される高校生等
- (3) 里親等へ委託され、又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院をしている施設入所等児童  
(高校生等にあつては基準日において委託され、又は入所若しくは入院をしている者に限るものとし、第1号に掲げる者を除く。)
- (4) 基本給付金支給対象者に養育される新生児等

第6条中「第4条第2項」を「前条第2項」に、「支給対象者」を「基本給付金支給対象者」に、「給付金」を「基本給付金」に改める。

第7条及び第8条中「給付金」を「基本給付金」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「給付金」を「基本給付金」に改め、同条第2項中「(以下単に「申請」という。)」を削り、「給付金」を「基本給付金」に改め、同条第3項中「給付金」を「基本給付金」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条中「基準日において支給対象者の要件に該当しない者又は偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者である」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第15条とする。

- (1) 基準日において基本給付金支給対象者の要件に該当しない者であること(基本給付金の支給を受けた者に限る。)
- (2) 令和4年2月28日において支援給付金支給対象者の要件に該当しない者であること(支援給付金の支給を受けた者に限る。)
- (3) 偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者であること。

第13条第1項中「第10条」を「第11条」に改め、同条第2項中「第7条又は第9条第2項の規定による」を削り、「第5条第2項ただし書」を「第4条第2項ただし書」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「及び対象児童」を「並びに基本給付金対象児童及び支援給付金対象児童」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「第9条第2項」の次に「(第10条第3項において準用する場合を含む。)」を、「支給決定」の次に「(以下単に「支給決定」という。)」を加え、「支給対象者」を「基本給付金支給対象者又は支援給付金支給対象者(以下「支給対象者」という。)」に改め、同条を第12

条とする。

第10条中「申請」を「第9条第1項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定による申請（以下単に「申請」という。）」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（支援給付金の支給等）

第10条 支援給付金の支給の対象となる者は、次に掲げる者であって、基本給付金の受給者の配偶者であったもののうち、離婚等をしたものその他これらに準ずるもの（以下「支援給付金支給対象者」という。）とする。

- (1) 令和4年3月分の児童手当の受給者（同年2月28日までに第3項において準用する第9条第1項の規定による申請（次号において単に「申請」という。）があった場合は、令和3年9月1日から当該申請日までの間に支援給付金対象児童に係る児童手当の受給資格者の変更手続を完了し、当該申請日において児童手当の受給者である者）であって、児童手当受給者でないもの
- (2) 令和4年2月28日（同日までに申請があった場合は、当該申請日。次項第2号及び第15条第2号において同じ。）時点において高校生等を養育し、かつ、本市に住民登録がある者であって、高校生等支給対象者でないもの（所得要件を満たす者に限る。）

2 支援給付金対象児童は、次に掲げる者とする。

- (1) 支援給付金支給対象者に支給される令和4年3月分の児童手当に係る児童
- (2) 令和4年2月28日時点において支援給付金支給対象者に養育される高校生等

3 第5条第2項（第2号を除く。）及び前条の規定は、支援給付金について準用する。この場合において、第5条第2項中「基準日後から第7条又は」とあるのは「令和4年2月28日（同日までに第10条第3項において準用する第9条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請日）から第10条第3項において準用する」と、前条の見出し中「申請を要する基本給付金」とあるのは「支援給付金」と、同条第1項中「公務員支給対象者又は高校生等支給対象者（児童手当受給者である者を除く。）」とあるのは「第10条第1項に規定する支援給付金支給対象者」と、「大和市子育て世帯への臨時特別給付金申請書」とあるのは「大和市子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）申請書」と、同条第3項中「大和市子育て世帯への臨時特別給付金申請書」とあるのは「大和市子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）申請書」と読み替えるものとする。

別表中「第16条」を「第17条」に改め、同表第2号様式の項中「及び第9条」を「、第9条及び第10条」に改め、同表第5号様式の項中「第9条」の次に「及び第10条」を加え、同項の

次に次の1項を加える。

第6号様式	大和市子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）申請書	第10条
-------	-----------------------------	------

別表第6号様式の項中「第6号様式」を「第7号様式」に、「第14条」を「第15条」に改める。

#### 附 則

この要綱は、公表の日から施行する。